

## 【論文】

## 本居宣長と『倭訓栞』—その影響について—(上)

三澤 薫 生

## はじめに

本居宣長と谷川士清との学的交流は明和七年をもって始まるが、宣長は士清に対し「理屈学者流にてうるさし」(賀茂真淵「学びのあげつろひ」<sup>注1</sup>)といった感情を抱いていた。ところが加茂真淵の死を境に一変した。<sup>注2</sup> 本居宣長は士清から提供された『倭訓栞』を味読、毎回忌憚のない意見を添えて返却している。実は、このとき提示の宣長の考えこそが『倭訓栞』編纂に大きな影響を与えているのであるが、これまではその事実が知られるのみで、何がどのように改編されてきたかは知るすべがなかった。対象となる『倭訓栞』が見出せなかったことに尽きるが、近年、石水博物館(三重県津市)所蔵の稿本二本を存知するに至り、一部分ながらそれが可能になった。

- (1) 谷川士清自筆本(七冊。以下「自筆本」と仮称)  
 (2) 河北景楨筆、谷川清逸書写本(四十冊。以下「清逸本」と仮称)

前者は宝暦二桁以前成立の、いまだ語彙蒐集の段階にある初期稿本として、

また後者は整版本第一回刊行(安永六年九月)直前の状況を伝える節略なき稿本として、それぞれ価値あるものである。<sup>注3</sup>

本稿の目的は右稿本をとおして知り得た宣長影響のプロセス、その一端を明らかにすることにあるが、そのためには宣長借覧の『倭訓栞』について確認しておく必要がある。次節において述べてみたい。

注1 『賀茂翁遺草』所収。「かの丹齋方の事を理屈学者流にてうるさしといひおこせし事あり宋朝学をはなれ得ぬなるべし」(吉川弘文館『賀茂真淵全集』巻十二、311頁)とある。また『古事記伝』巻十七に「谷川氏、此記の方を、非陰陽唱和之義」と云るは、例の漢意、いとくうるさくなむ」(筑摩『本居宣長全集第十巻』287頁)とある。

注2 明和六年十月三十日没。北岡四良氏は「かかる開眼の師ともいふべき真淵の亡き後、宣長の疑問に答へ指標を与へる人物は士清より他には無かつたと言へよう。」(「谷川士清書簡考」『近世国語学者の研究』所収、155頁)と述べておられる。

注3 とりわけ前者自筆本は宣長交渉以前の稿本であり、宣長介入の有無が具体的に明らかになる点、研究史上における存在意義は大きい(拙著『自筆稿本倭訓栞影印・研究・索引』〈勉誠出版〉)。

## 一 本居宣長借覧の『倭訓栞』について

本居宣長の『倭訓栞』借覧の時期は明和末年の二年間、すなわち八年から九年に集中しているが、この間に交わされた書簡をもつても三十三冊をかぞえることができる。したがって、これに想定される分を加えると、その数は清逸本と同じ四十冊になるのではないかと思考する。谷川士清が整版本刊行の段階に至るまで『倭訓栞』を前・中・後編の三編に分けることなく編述していることは既に発表してきたとおりであり、そうした一本である清逸本が四十冊である以上、借覧の『倭訓栞』もまた同様の方針のもとにあつたと思ふからである。<sup>注3</sup>

左は叙上の見解にしたがい、宣長借覧の時期と回数について現存書簡から探ってみたものである(但し、※は私の想定による)。

### 一―一 借覧の時期と回数

#### (1) 第一回借覧……一冊。

・開始・返却……二月七日付書簡①に「栞巻御吟味被下候」とあるが、歳晩の雑事、末子の急変・死去により本書簡の発信ができずにあつたことが推測される。「客臘(昨年十二月)以来御報延引、背本意奉存候」とあることから、前年(明和七年)の十二月には落手していたことになる。十一月中に宣長のもとに送っていたことだろうか。

・該当箇所……二月七日付書簡①の「別紙」内容により「首巻」(凡例・大綱)であるとすると北岡四良氏説にしたがう。清逸本該当箇所は「首巻」(第一冊)。

① 明和八年二月七日付宣長宛士清書簡(『本居宣長稿本全集第二輯』759頁以下『稿本全集第二』と略記(『谷川士清先生伝』393頁～394頁))

……年賀之華書相達忝拜見仕候。客臘以来御報延引、背本意奉存候。臘末は紛冗、春に成候而と奉存候処、元旦より末子痘相煩、廿五日に及候而、安氣之処急変にて死去、右愁悼多冗及今日候。(中略)栞巻御吟味被下候義共御尤奉存候。猶別紙得御意候。字音かな遣ひ、書為御見被下、さてよくも御考索至宝之書と奉存候き。こなたにも写し留申度、尚又韻鏡之学は無調法にて候故、是まで諸書に而相考申候処、此度之栞にも粗卒のみ多く、貴作により相訂正可仕と忝奉存候。人頼にて写させ候。(中略)猶倭訓栞は御覧相済候は、御返却可被下候。次巻又々進呈可仕候。余り御報答も及遅滞候条如し此御座候。阿那惶。(下略)

― 右書簡に年記なく「二月七日」とのみあるが、北岡氏は

本書簡が明和八年のものであることは、士清の末子元弥が痘瘡で歿した年時であるから疑問の余地はない。元弥の死は七里龜之助氏の調査(『谷川氏家系略譜』によれば正月二十二日になつてゐる。

(『谷川士清書簡考』(『近世国語学者の研究』所収。154頁)と説かれ、「猶別紙得御意候」の「別紙」(倭訓ハ昔シヨリヒ来リテ、西士ニモ唐韻ナド云書アルガ如シ)で始まる(注『稿本全集第二』766頁～770頁))にしても、二月七日付の別紙であると考へられる。この別紙の内容は「栞」の大綱に該当するものであるから、士清はまづ宣長に首巻を提示したと推

測しうるのである。

とされた（『谷川士清書簡考』〈『近世国語学者の研究』所収。150頁<sup>注4</sup>〉。一例を挙げておく。

○古事記二偏ヲ省キタル字ノコト、日本紀ニモ玄、寸、建ナドハ見エタリ。此ハ公、心ヲ用井給ヒシコトト覺ユレバ、栞ニモ書加フベクコソ。

（別紙）〈『稿本全集 第二』768頁〉  
○古事記日本紀に健を建弦を玄村を寸と書し 記に蜈蚣を呉公紀に脆を危綱を同と各偏を省きて書せしハ古への一体と見えたり 西土も古字多く偏冠などなくて一字にて通用せしことあるに同じ

（整版本「大綱」〈巻1・6ウ〉）

## ※(2) 第二回借覧……二冊か。

・開始・返却……二月七日付書簡(①)に「次巻又々進呈可<sup>レ</sup>仕候」とある。本書簡とともに送ったと考えたい。また土清落手までに三日から五日を要する（書簡②〈本月十七日の御文きのふ〈二十二日とゞきつきぬ〉、③・④〈十一月二日↓五日〉）とすると、二月二十日前には宣長の手を離れていたことになる。二月二十三日付書簡(②)に「栞御覧じはてさせ御返し給はり」とある。

・該当箇所……提供の冊数は二月二十三日付書簡(②)に記載がなく判らないが、四、五冊の場合は看了に一ヶ月ほどを要している（書簡④・⑤、⑧・⑨など）。ここは発送の時期（二月七日）から返却（二月二十日〈書簡②〉以前）までが二週間足らずであり、四、五冊よりは少なかつたと推定される。未確定七冊のうち、後掲(4)の想定冊数五冊を引くと残り二冊となるが、これは日数的にみて妥当な数である。今二冊として論を進めると、清逸本該当箇所は「阿の部」（第二・三冊）となる。あくまでも推測の域を出ないが、書簡

本居宣長と『倭訓栞』—その影響について—(上)(三澤)

中に「此もと裳瘡行はれ、刀圭にさへられ、筆とるわざも書をひるげるいとまもあらず」とあることから、末子の葬儀や裳瘡(瘡瘡)の処理に追われ、予定の冊数が送れなかったのではあるまいか。二月七日付書簡(①)末にも「余り御報答も及<sup>レ</sup>遅滞<sup>一</sup>候条如<sup>レ</sup>此御座候」の記述が見える。

② 明和八年二月二十三日付宣長宛士清書簡（『稿本全集第二』763～765頁〈『谷川士清先生伝』395～396頁〉）

……本月十七日の御文きのふとゞきつきぬ。こなたよりも先に奉りしも、たよりなくて此ほど進りたりとけふなんうけ給りし。（中略）栞御覧じはてさせ御返し給はり、なほおぼす事はかくさず御申こさせの事、かたじけなくよろこぼひ侍る。此もと裳瘡行はれ、刀圭にさへられ、筆とるわざも書をひろげるいとまもあらず。いまだ見奉らぬほどにあすたよりありとききて、灯のもとにかへしの言の葉つゞりぬ。又五冊進りぬ。あなかしこ。見奉りなばはやく返し給はれとぞ恐れみも申す。（下略）

## (3) 第三回借覧……五冊。

・開始・返却……二月二十三日付書簡(②)に「又五冊進りぬ」とある。上記書簡とともに送り、ひと月後の三月末頃に返却されたと考えたい。

・該当箇所……清逸本該当箇所は「伊の部」から「加の部上」（第四冊〈第八冊〉）。

## ※(4) 第四回借覧……五冊。

現存する宣長・士清書簡は三月以降十月初めまでなく（次掲十一月五日付書簡④に「栞四まき返し給はり」とある）、その間の事情はまったくつかめないが、上述のごとく宣長借覧の冊数を四十冊とすると、判明の冊数三十

三に前掲(2)の二冊を加えても更に五冊が必要となる。しかし以下掲示のごとく、宣長が『倭訓栞』を借覧できる時期はここにおいて他には見出せない。そこで本稿では十月初め前までに更に五冊の借覧があったとして論を進めることにする。但し第五回以降、『倭訓栞』の借覧は中断することなく毎月行われており、この間においても同様であったとすると、更に三回の借覧があったことになるが、それはなかったと判じたい(「洞津」に関する宣長評に対し、二月七日付書簡別紙に「来論〈宣長〉ノ一説モサルコトナガラ、儒者メキタルトテ忌ベキニハアラジ」と土清が弁じ、更にこれを受けたであろう「洞津は、なほも安濃津とあらまほし」が十一月二日付書簡(③)に認められるからである。土清の主張に対し、宣長が依然として承服し兼ねている様子がかがえる)。

・開始・返却……四月初め以降九月末までの間。詳細は不明。

・該当箇所……清逸本該当箇所は「加の部中」から「計の部」(第九冊)第十三冊)。

(5) 第五回借覧……四冊。

・開始・返却……十一月五日付書簡(④)に「栞四まき返し給はり」とある。『倭訓栞』看了にひと月ほどかかるとすると(書簡④・⑤、⑧・⑨など)、十月初めには送ったか。十一月二日付書簡(③)に「いにしふつかの御文」とある。また返却は同書簡に「又々つぎく見せ給へ」とある。上記書簡とともに返却(十一月五日)〈書簡④〉(落手)されたと考えたい。

・該当箇所……清逸本該当箇所は「古の部」から「志の部」(第十四冊)第十七冊)。

③ 明和八年十一月二日付土清宛宣長書簡(筑摩『本居宣長全集第十七巻』43頁)〈稿本全集第二『其ノ二』410〜412頁〉

いにしふつかの御文、ほどなうまぬりきつき侍て、いとうれしう見まぬらせ侍りぬ、(中略)このころ人のこひ侍るによりて、職原抄をなんかうせちし侍る、から国にも唐の職原、宋の職原有とうけたまはり侍るは、見給へる事有や、君はからのやまとの文、あまねく見わたし給ひつとおぼしければ、とひまぬらする也、岡部が語意かし給はり、いとうれしくよみ侍る、今しばしゆるしおき給はれかし、栞四冊見せ給ひ、よるひるよみ侍る、例の思ひより侍る事共つゝまず申侍る、又々つぎく見せ給へ、(中略)洞津は、なほも安濃津とあらまほし、栞といふ名はいとおもしろし、(下略)

④ 明和八年十一月五日付宣長宛土清書簡(天理図書館蔵「鈴屋余韻」中の

書簡。「谷川土清書簡考」(近世国学者の研究)所収。157〜158頁)

御文ならひに栞四五まき風土記ともけふととき侍り、拝見いたしよろこほひ候ぬ(中略)職原抄をなも此ころ御講述給よしとそ(中略)唐宋の職原と申事は存而うけ給はらぬ事也 栞四まき返し給はり又すきく机前に備へ奉る(下略)

―右書簡に年記なく「霜月五日」とのみあるが、北岡氏は

本書簡は、明和八年十一月二日付の宣長のそれと内容的に対照できる(註)ので、年時は明白である、(同書。158頁)

と説いておられる。但し、該当箇所については不明のままである。

「倭訓栞」は明和七年末から宣長の閱覧に供してゐることは前述の如くであるが、その稿本が現存しないこともあるが、どの部分が提供されてゐるか明かでない。(同書。159頁)

(6) 第六回借覧……五冊。

・開始・返却……十二月十日付書簡(⑤)に「栞五まき、見はて候ゆ



系かへし奉り候」とあり、そのひと月前は十一月十日である。十一月五日付書簡(④)に「又すきく机前に備へ奉る」とあることから、上記書簡とともに送ったと考えたい。また返却は上記書簡(⑤)により十二月十日、土清の落手はそれから三〇五日後の十二月十三〇十五日頃となる。

・該当箇所……清逸本該当箇所は「志の部下」から「多の部下・知の部」(第十八冊〰第二十二冊)。

⑤ 明和八年十二月十日付土清宛宣長書簡(筑摩『本居宣長全集第十七巻』44頁〰稿本全集第二〇44〰45頁)

いにし月廿五日の御文、やかてまゐりつきて見参らせ候ぬ、(中略) 菜五まき、見はて候ゆゑかへし奉り候、まきことにめつらかなる事共見え候て、ひろく見給へる御ちからのほとあらはれ候ていとめてたく、世のたからと成ぬへき書と、あさからすめて候事に候也、例のひか事こゝかしこかいつけて奉る、(下略)

(7) 第七回借覧……四冊。

・開始・返却……一月二十二日付書簡(⑥)に「菜四まき、見はて候故かへし奉り候」、また「次の巻々又見せ給へ」とある。前年の十二月中頃に送り(「しはすの十三日の御文」とある。或いはこの日を指すか)、上記書簡とともに返却されたと考えたい。土清の落手は、したがって一月二十五日以降となる。

・該当箇所……清逸本該当箇所は「都の部」から「尔・奴・称・乃の部」(第二十三冊〰第二十六冊)。

⑥ 明和九年(安永元年)一月二十二日付土清宛宣長書簡(筑摩『本居宣長全集第十七巻』49頁〰稿本全集第二〇45〰47頁)。同年十一月十六日「安永」に改元)

本居宣長と『倭訓栞』—その影響について—(上)(三澤)

しはすの十三日の御文、としの暮にまゐりつき候ひぬ、そのをりハ何くれと事しけくて、御返事もえ申し候はず、春に成ても年の始の世の事わさしけくなとして、今迄怠り候ひぬ、(中略) 菜四まき、見はて候故かへし奉り候、おほしき事、例のつゝまはて申候也、むらいのつみハゆるし給ひ候へかし、次の巻々又見せ給へ、(下略)

(8) 第八回借覧……五冊。

・開始・返却……二月二十八日付書簡(⑦)に「菜五まきけふとゞきつきぬ」とある。ひと月前の一月末頃(書簡⑥から判断して一月二十五日以降)に送ったと考えたい。また返却は土清落手(二月二十八日)の三〇五日頃、二月二十三〇二十五日頃となる。

・該当箇所……清逸本該当箇所は「波の部」から「陪・保の部」(第二十七冊〰第三十一冊)。

⑦ 明和九年(安永元年)二月二十八日付宣長宛土清書簡(稿本全集第二〇74〰75頁〰谷川土清先生伝)397〰398頁)

……菜五まきけふとゞきつきぬ。にはかの便にて、御かへり言はあとよりのたまはるべき旨もうけ給はりぬ。なにくれ御事しげき内はやく御看了、かへし給はり悦びおもひ候。又次の巻四冊備へ奉る也。心だにの哥いたく排したまふは心得られず。凡て心の上の教は吾神道にはなき事とおほせらるゝも受られず。已に神代紀にも清心濁心の事ありき。(中略) なほ菜の末の部に述べたり。山つみ海つみの事、持の義とあれど、山つ神わたつかみのかを略せし事なるべし持は古事記の持分により、もち〰反みなればしかいへるなるべけれど迂遠にきこゆ。(下略)

——「菜の末の部に述べたり」とあるように、また「山つみ海つみの事」と

あるように、宣長の借覧が「末の部」（清逸本の部名も「末の部」とある）やヤ行・ワ行に達していたことが判る（明和九年〈安永元年〉七月三十日付宣長宛土清書簡〈『稿本全集第二』786〜795頁〉にも、宣長評に対する土清の弁駁「○山ぶきの条に、はねずなるべしとて万葉の歌を引しを難じたまへども、云々」が見える）。

なお「末の部」該当の箇所を本居清造氏は「まつる」項とするが、これは「まことのみち」項の誤り、いずれにしても次回（以降）の借覧ということになる（「なほ栞の末の部に述べたり」とある「なほ」による）が、「山つみ・海つみ」については書簡⑧にも同様の記事が認められる。宣長の指摘を受けて土清が直ちに自説を送り返したとすると、該当箇所はヤ行以降を収める第十回となるが、そうすると書簡⑧との間に時間的ずれが生じる。借覧の『倭訓栞』が清逸本と異なっていたことが俄に浮上するが、決すべき材料が得られない以上、ここでは何とも言えない。

(9) 第九回借覧……四冊。

・開始・返却……二月二十八日付書簡⑦に「又次の巻四冊備へ奉る也」とある。上記書簡とともに送ったと考えたい。但し上述のとおりとすると、返却はひと月後の三月末頃となるが、周知のとおり、宣長は吉野への紀行をこの間に試みている（三月五日に松坂を出発、十四日帰着。『菅笠日記』）。返却が四月にずれ込んだ可能性は大いに考えられる。第五回以降、『倭訓栞』の借覧は一度も途切れることなく行われているが、本稿は叙上の理由により四月の借覧はなかったという立場を取ることにする。

・該当箇所……清逸本該当箇所は「末の部」から「毛の部」（第三十二冊〜第三十五冊）。

(10) 第十回借覧……五冊

・開始・返却……六月四日付書簡⑨に「しをり五巻、見をへ候まゝ返し奉り候」とあり、そのひと月前は五月初め、五月七日付書簡⑧の「栞緩々御覧被下」と一致する。書簡⑧とともに送ったと考えたい。また書簡⑨により返却は六月四日、土清の落手は三〇五日後の六月七〜九日頃となる。

・該当箇所……清逸本該当箇所は「也の部」から「於の部」（第三十六冊〜第四十冊）。

⑧ 明和九年（安永元年）五月七日付宣長宛土清書簡（『稿本全集第二』777頁〈『谷川土清先生伝』391〜393頁〉）

○山つみわたつみの事被仰下候は、一わたり御尤には候へ共今少心ゆかぬかと奉存候。（中略）

○栞緩々御覧被下、尚又思召寄共承度奉存候。此方へかり置候本ども、とんと不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>隙候而いまだ拝見仕不<sub>レ</sub>申候。御容赦被<sub>レ</sub>成可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。（下略）

⑨ 明和九年（安永元年）六月四日付土清宛宣長書簡（筑摩『本居宣長全集第十七巻』50〜51頁〈『稿本全集第二』417〜421頁〉）

度々の御書すきく相届、うれしく拝見し候、此ころハいたく暑く成候二、たひらかにおはしまし候よし、何より悦参らせ候、こなたにもつゝむ事なくくらし候（中略）

一、しをり五巻、見をへ候まゝ返し奉り候、例の存知より候事も、はゝからす申上候、あなかしこ、無礼をなとかめ給ひそ  
（下略）

このほか、以下の点が指摘できる。宣長の借覧が回数はともかく、明和九

年（安永元年）六月四日をもって終了したことに大きく外れることはないと思われる。

一 土清書簡⑧には「栞緩々御覽被<sub>レ</sub>下」と、「緩々」（ゆるゆる）の文言が認められる。これは返却を急ぐこれまでの文面、例えば書簡①・②・⑦の「倭訓栞は御覽相済候はゞ御返却可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候」、「見奉りなばはやく返し給はれとぞ」、「はやく御看了、かへし給はり悦びおもひ候」と大きく異なるものである。今回で愈々終わりになる、といった安堵の気持ちが生清に斯かる一文を書かせたと解することができる。

二 土清書簡には『倭訓栞』送付の文言として「次巻又々進呈可<sub>レ</sub>仕候」①、  
「又五冊進りぬ」②、「又すきく机前に備へ奉る」④、「又次の巻四冊備へ奉る也」⑦が加えられており、宣長書簡にも、催促の記事「又々つきく見せ給へ」③、「次の巻々又見せ給へ」⑥が認められる。しかし対象の書簡⑧・⑨にはなく、以後においてもそれは同様である。

三 宣長には書簡⑨のあと、土清に宛てた明和九年（安永元年）十月二十

一日付書簡（筑摩『本居宣長全集第十七巻』51頁）『稿本全集第二』41頁）

一、栞板行可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成思召立、京師へ御相談に及申候由、何より重畳ノ御義、早ク御立かゝり被<sub>レ</sub>成候様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、（下略）

が存するが、宣長借覽後に出版に向けて諸種の準備に取り掛かっていたとすると、右に至った経緯も首肯できる。書簡⑨に「度々の御書きくく相届、うれしく拝見し候」とあり、宣長に宛てた明和九年（安永元年）七月三十日付書簡にも、例えば「三諸山」（前編「みむろ」項）に関し、再度宣長に「此地理の事心ゆかず覚ゆ。御示したまはれ。予が説の矛盾せしは新たに考索せし故也」（『稿本全集第二』71頁）『谷川土清先生伝』41頁）と問うているくだりもある。

注1 両者の書簡は二十二通（宣長八・土清十四）確認できるが、本稿直接の対象

は明和八年二月七日付土清書簡より明和九年六月四日付宣長書簡に至る九通（宣長四・土清五）である。なお平成二十年、未紹介の土清宛宣長書簡（吉田悦之氏「安永二年三月十三日付」と推定）が市場に出た。

注2 前掲拙著（はじめに）の注3）、拙論「河北景楨筆、谷川清逸書写『和訓栞』稿本について（上）」（『和洋女子大学紀要』第48集）など。

注3 清逸本第一冊の丁数は四十九丁（「らくる」の部、第三十八冊）から百三十八丁（「お」の部、第四十冊）までさまざまであるが、これを即増補の結果——例えば『物類称呼』の引用がある——と捉えるのは危険である。後述することく、宣長借覽の『倭訓栞』は確かに清逸本よりは以前成立の、そのような引用のない稿本であるが、一方、後掲の書簡⑧をもつてすると、所収の部名を異にする（或いはもう少し冊数の多かった）ことも考えられる。だがしかし、現段階でこれを云々する材料は乏しく、いかんともしがたいことも事実である。本稿では清逸本の冊数を重視して四十冊として扱うことにした。

注4 「別紙」に関しては本居清造氏も明和八年のものとして

○此ノ書ハ、或書簡ノ別紙ナリ。ソノ本紙ハ逸シテ伝ラズ。随テ年紀等モ詳カナラザルガ如クナレド、四一〇頁所載ノ明和八年十一月ノ書簡「其ノ二」ニ、

洞津はなほも安濃津とあらまほし。栞といふ名はいとおもしろし。

トアルト、此ノ書述ブル所ノ洞津並ニ倭訓ニ関スル説トハ両者相連セリ。而シテ此ノ書發送ノ彼レニ先ツコト勿論ナレド、マタ相距ルコト遠カラザルベキヲ否認スベカラズ。ヨリテ彼レト同ジク明和八年ノ書ト推定スベキナリ。

と述べておられる（『稿本全集第二』70～71頁）。

注5 例えば『職原抄』講話に関する宣長の記事が両書簡に認められ、「明和八年辛卯日記」(宣長)にも「(十月)廿八日 今夕職原抄講尺始」と記されている(筑摩『本居宣長全集第十六巻』325頁)。

### 一―二 本居宣長の見た『倭訓栞』稿本

これまで、宣長借覧の『倭訓栞』は「あ」行から「さ」行までとされてきた。北岡四良氏によって前掲①・②・⑦・⑧の書簡(傍線部は私による)

- 1 栞巻御吟味被<sub>レ</sub>下候義共御尤奉<sub>レ</sub>存候(明和八・二・七)
  - 2 栞御覧じはてさや御返し賜はりなほおぼす事はかくさず御申こさせの事かたじけなくよろこび侍る ……又五冊進りぬ(明和八・二・二三)
  - 3 栞五まきけふとどきつきぬ ……又次の巻四冊備へ奉る也 なほ栞の末の部に述べたり(安永元・二・二八)
  - 4 栞緩々御覧被<sub>レ</sub>下 尚又思召寄共承度奉<sub>レ</sub>存候(安永元・五・七)
- が取り挙げられたにもかかわらず、

従つて明和八年から安永元年までの間で、その間何巻から何巻まで閲覧したかは確実に判らないが、「あ」から「そ」までではなかつたかと思ふ。

(「土清と宣長」〈『近世国学者の研究』131頁〉と結論付けられたからである。「ま」行以降は後人(谷川士逸・賀茂季鷹)の手に加わった未定稿であると解されていることと思われるが、しかし氏がその傍証として挙げられた例えは

やすらハで(整版本前編。巻34・10ウ〜11オ)

後拾遺集に中関白少将に侍りける時はらからなる人に(中略)と水戸の安藤氏いへり 又士逸さきに加茂季鷹か説をきくに赤染作といふ事たしかなる抛ハなけれど(中略)といへり ○紫式部日記に丹波守の北の方ハ(中略) ○大江拳周和泉の任はて、後病おもりけり(下略)

にしても、士逸・季鷹の名がある(傍線部)からと言って、語義内容までがそれによつて即「未定稿」であつたということにはならないのである。清逸本との比較をもつてしても、両者の違いは右傍線部に限られるからであり(送り仮名の有無を別にすれば「丹後守の北の方を」といった誤写が認められる程度である)、増補箇所を除けば、その大筋は既に宣長の借覧時(項目によつては自筆本の段階)にできあがつていたとみることもできるからである。

左は宣長の随筆(「石上助識篇」・「石上漫録」・「石上雑抄」)以下「助識篇」・「石漫録」・「石雑抄」と略記)所引の『倭訓栞』を対象に、自筆本と清逸本との比較を試みたものである(文中、傍線部は清逸本・整版本両者に、また波線部は自筆本、二重傍線部は清逸本にのみそれぞれ認められることを示す。なお清逸本・整版本両者の本文は清逸本をもつてし、整版本に異なる場合は括弧の中にそれを示した。但し清濁・振り仮名・送り仮名等の違いは省略した)。

借覧の『倭訓栞』が「ま」行以降においても内容に大差のないことが確かめられるが、同時にまたそれは、結果として自筆本以後、清逸本以前にあることも導きだせるのである。「石雑抄」にマ行・ワ行所収の「みつはぐむ・みさふらひ・むすびまつ・めど・もじぐさり・おやのいさめ」等々の見出しが更に認められることからすれば、宣長が清逸本以前に『倭訓栞』全巻を見ていたことは、もはや疑う余地のない事実として諒解できるのではないかと思われる。

さくさめ〔三四四(サクサメノトシ)・前編〕

自筆本 匡房卿の説にハ姑をいふとし(よし) 定家卿の説にハ早草女にて早苗少女などの類也と見えたり 後撰集に今こんといひしはかりを命にてまつにけぬへしさくさめとし 貞徳か説に稲田姫の哥とて出雲国造公事にて上京の時に語られし 日も暮ぬさくさめのとをはやとちよ心のやミにわれまとハすな 後撰の哥ハ此を本哥とせるにや 戸の



義なるを刀自にいひかへたる也といへり、懷橘集にハさくさめを媒妹と書り、藻塩草にハ姑也といへり、今按此神詠の事ハ佐草記にくわしく見えたり、天淵記にも素盞鳴尊構<sup>二</sup>八重牆於佐草里<sup>一</sup>、隱女於其中<sup>一</sup>と見ゆ、出雲風土記に神須佐能衰命、御子青幡佐草壯命とあり、文徳実録にハ青幡佐草壯<sup>一</sup>、丁命授從五位下<sup>一</sup>と書せり、朝野群載にハ熊野佐久佐神と見ゆ、顯昭の説に行成卿の書れたる後撰にハとしを丁年とありとぞ、かたく<sup>⑧</sup>扱ある事にこそ、又<sup>⑦</sup>揆囊抄に刀自をさくさめとよめるも後撰集により、今佐草村あり、それに八重垣あり

石雜抄 ○貞徳か説に、出雲国造、公事にて上京の時に語られし、稲田姫の歌とて、日も暮ぬさくさめのとをはよとちよ心のやみに我まとはすな、後撰の歌は、是を本哥とせるにや、戸の義なるを、刀自にいひかへたる也といへり、此神詠の事は、佐草記に委く見えたり、天淵記にも、素盞鳴尊、構<sup>二</sup>八重牆於佐草里<sup>一</sup>、隱女於其中<sup>一</sup>と見ゆ、出雲風土記に、神須佐能衰命、御子青幡佐草壯命とあり、文徳実録には、青幡佐草壯、丁命と書り、顯昭説に、行成卿のかゝれたる後撰には、とじを丁年とありとぞ、かたく<sup>⑦</sup>扱ある事にこそ、又<sup>⑦</sup>揆囊抄に、刀自をさくさめとよめるも、後撰集により、**【見谷川氏倭訓栞】**

―右「石雜抄」は③・②の順、①・④・⑤・⑥・⑧ナシ、⑦アリとなる。

自筆本(②・③・⑤) ↓宣長借覽本(③・②の順に改め、⑤を削除し、⑦〈懐橘集・後撰集〉を増補) ↓清逸本(①〈匡房卿・定家卿の歌・④〈懐橘集・藻塩草〉・⑥〈朝野群載〉・⑧〈地名〉を増補) ↓整版本(④〈懐橘集・藻塩草〉を削除)の過程がたどれる。

「石雜抄」は「明和六、七年以降、安永十年ごろまで、十年余りの間に記述された巻で、その大部分は安永年間に入ってから記述されたものと考えてよいと思う。」(筑摩『本居宣長全集第十三巻』「解題」23頁)とある。また清逸本は

本居宣長と『倭訓栞』―その影響について―(上)(三澤)

前述したごとく、安永五年夏以降それに近い頃までに成ったもので、実際、整版本以前にあることが看取できる。「石雜抄」所引文も同断、且つまた語義内容の有無により清逸本以前にあることが判る。

なお右により、整版本第一回刊行分の「あ」行から「さ」行においても借覽中の『倭訓栞』に依っていたことが判明する。「ま」行以降の項目ではないがここに取り挙げた次第である。ちなみに「さくさめ」項の閲覧は、前節で言えば第五回借覽時の明和八年十月から十一月となる(書簡④)。

#### むろのやしま(三七六〈室ノ八嶋〉・前編)

自筆本 下総国総社の前に池あり、池中に方二間はかりの島八ッありて、池に火気起り烟常に見えしを室の八嶋の煙とハ哥により、羅山子も水面靄気氳氳為<sup>レ</sup>煙といひ今ハ池涸て水なく烟もなし(上記波線部を清逸本・整版本は③の後に「今(ハ)池のミ形ありて水涸ぬれハ烟もなしといへり」とする)西土の書に澤中之(有)陽焰といふ是也と天野氏いへりされハ基俊か歌合の判にも撰津か哥を難して室の八嶋にたえ(へ)ず火焼とハ何に出たるやといへり、播磨の中將成のり下野に流されし時我ために有ける物を下野やむろの八しまにたえ(へ)ぬ思ひは六帖にも下野とよめり、荒山記に垂仁帝之皇子池速別命下野国室八嶋に住居すといへり

石雜抄 ○下総国総社の前に池有、池中に方二間はかりの嶋八ッ有て、池に火気おこり、けふり常に見えしと也、もろこしの書に、澤中有陽焰といふ物也、今は池のみ形有て、水かれぬれば、煙もなしとぞ、又播磨の中將成のり、下野に流されし時、我ために有ける物を下野や室の八嶋にたえぬ思ひは、六帖にも、下野とあり、荒山記に、垂仁帝之皇子池速別命、下野国室八嶋に住居すといへり、

―右「石雜抄」に「谷川」の名はないが、『倭訓栞』からの引用であることは内

容の一致度からして明白<sup>註4</sup> ②・④ナシ、①・⑤・⑥アリとなる。またbはaの改変である。

自筆本(①・a・③) ↓ 宣長借覧本(aをbに改め、⑤・⑥を増補) ↓ 清逸本・整版本(②・④を増補。但し④は、借覧本にあったものを必要なしとして宣長が略したとも考えられる)の過程がたどれる。語義内容の有無により「石雜抄」所引文が清逸本以前にあることが判る。

われから「三八七へワレカラ」・前編

自筆本 蟹<sup>a</sup>のかる藻に住虫の我からとよめり海藻<sup>b</sup>の色とひとしく青くて形も亦海藻に似たり体八寸あまり有て至てほそく手足もそれに准へてほそく長しうつくしき虫なり藻に生して藻に似たれハ名くる成へし(上記波線部を清逸本・整版本は「我故の義也伊勢の蟹戸ハなりけりともいへり蟹の刈藻に住虫の我からとよめるハ海藻に生して藻に似たる虫なれハ名くる成べし体八寸あまり有て至てほそく手足も准へて長く色も青くて藻の如くうつくしき虫也」とする)ねをこそなかめとつゝけよめるは仁徳紀におのか物からねなくと見えたる意成べし虫といふより声なくてもかくよめるハ歌のならひ也といへり西行法師かくれ鳴藻にすむ虫ハ見ゆれ共われから曇る秋の夜の月○藻に着たる小貝をいふハ後世の事なるべし本草約言に紫菜其中有「小螺螄」といへる物をさして破殻の義也とするはいぶかし

石雜抄 ○われからは、海藻に生して藻に似たる虫なれば、名くるなるへし、体は寸あまり有て、至てほそく、手足も准へて長く、色も青くて藻の如くうつくしき虫也、ねをこそなかめとつゝけよめるは、仁徳紀に、おのか物からねなく、と見えたる意なるへし、虫といふより、声なくとも鳴とはいふ也、藻につきたる小貝をいふは、後世の事なるへし、本草約言に、紫菜、其中有「小螺螄」といへる物をさして、破

殻の義とするはいぶかし、【谷川説】

― 右「石雜抄」は①・cナシ、②・③・④アリとなる。c・dはa・bを改変したもの。なおc(自筆本aを改変)は、清逸本・整版本にも同文が認められることから、宣長がこれを略したことが推測できる。

自筆本(a・b) ↓ 宣長借覧本(a・bをc・dに改める。②・③・④を増補) ↓ 清逸本・整版本(①を増補)の過程がたどれる。語義内容の有無により「石雜抄」所引文が清逸本以前にあることが判る。

ならば、宣長借覧の『倭訓栞』は清逸本(安永五年夏頃成立)を遡ることどれくらい前まで明らかめられるであろうか。結論から言えば、明和九年(安永元年)六月をもつて終了とするその内的徴証は得られなかった。がしかし、引用資料の有無により、それに近い時期にあることは確かめられた。『物類称呼』と『信濃地名考』の二書である。

借覧の終了を「明和九年(安永元年)六月四日」とする前節の考えに問題はないと思われる。

i 『物類称呼』(越谷吾山。安永四年一月刊)。清逸本・整版本ともに認められるが、「石上漫録」所収の「たゝらめのはな」項(明和五年以降の記述)には確認できない。本書の採用がいつ頃であったか、正確なところは判らないが、清逸本に引用が認められる以上、刊行後、それ程の時間は経っていないかと思われ。前述したごとく、清逸本の成立は安永五年夏以降それに近い頃だからである。借覧の『倭訓栞』が安永四年を超えるものではないことがまずもつて裏付けられる。

たゝらめのはな(二四九へタ、ラメノ花・後編)

自筆本 該当項目なし

石漫録 ○タ、ラメノハナ、政事要略衛門府風俗歌二見ユ、恆例会式

二、稲荷出居三月(中略) 挨囊抄二、……、字鏡二……延喜式二多々  
 良比売花搗三斗ト見ユ、或ハ石龍芮トシ、又早蓮草ヲ訓ス、其証ヲ  
 シラス、源氏二、(中略)【谷川説】

清逸本 政事要略衛門府風俗歌に見えたり恆例会式に稲荷出居三月  
 (中略) 挨囊抄二……新撰字鏡に……延喜式にも多々良比売花搗  
 三斗と見えたり或ハ石龍芮とし今下総にたゝらひといへり又早蓮  
 草を訓す其証をしらす○源氏二(下略)

称 呼 石龍芮 たがらし○京江戸共に○たがらし……下総にて○  
 たゝらびといふ(下略) (卷三・生植)

ii 『信濃地名考』(吉澤好謙。安永二年春刊)。清逸本・整版本ともに認められ  
 るが、「石上助識篇」(起筆は明和二年冬)所収の「穂屋」項には確認できな  
 い。採用の年時は前項同様に不明であるが、安永三年一月、土清は宣長に「粟  
 彫刻にかゝり候へ共、未板本一卷も見不申候」(『稿本全集第二』804頁)な  
 る書簡を送っている。土清の意に反し、「粟彫刻」の作業が何らかの事情(例  
 えば新資料の出現)により中断されていたとするならば、引用のない「助識篇」  
 所収の『倭訓栞』が安永二年以降三年以前にあったことが推測できる。借  
 覧の終了を「明和九年(安永元年)六月四日」とする年時にこれは近い。

ほや 「穂屋・寄生・老海鼠」・前編(二重括弧内は清逸本・整版本が自筆本  
 と異なることを示す)

自筆本 古哥に信濃なるほやのすゝきなといふハ穂屋也 諏訪の明神の  
 御射山祭りに長官五官領家等の造る小屋《仮屋》也といへり今  
 小縣郡に穂屋の地名あり 筑摩郡松本の東 諏訪郡御射山神戸の東と  
 もにほや野あり(中略)○七月廿三日の祭なれハすゝき時候にあひが  
 たき故か今ハ青葙と見えたり 実ハおたび所也といへり(中略)○寄生  
 をほやともいへり 倭名に見ゆ《○倭名鈔に寄生を訓せり》今も美濃

本居宣長と『倭訓栞』—その影響について—(上)(三澤)

信濃にてハしかいへり(中略)○倭名鈔に老海鼠をも訓せり(次々行「○  
 土左日記云々」波線に同内容の文言が認められる)○延喜式に参河国保夜一  
 斛と見えたり 今章魚枕に似て色赤く大きな物をいへり(中略)○  
 土佐日記にほやのつまのいすしといへるハ倭名鈔に老海鼠をほやとい  
 へり今も海辺に多し いすしハ貽の貝也《貽の貝の鮓也》鮓にもする  
 もの也(下略)

助識篇 ○信濃ナルホヤノス、キナト云ハ穂屋ニテ、諏訪ノ明神ノ  
 御射山祭ニ造ル小屋也トイヘリ、今小縣郡ニ穂屋ト云地名モアリ、  
 カノ祭七月廿三日也、今ハス、キナラズ、青葙ヲ用トソ、小屋ハ御  
 旅所也トソ、又和名抄ニ寄生ヲホヤト訓ス、今モ美濃、信濃ニテハ  
 シカ云トソ、又同書ニ老海鼠ヲモホヤト訓ス、式ニ参河国保夜一斛  
 トアリ、今章魚枕ニ似テ、色赤ク大キナル物ヲイヘリ、土佐日記ニ  
 ホヤノツマノイズシトアル、イズシハ貽ノ貝也、錯ニモスルモノ  
 也、(下略)

地名考 毎七月廿六日御射山狩にいでましおなし廿九日本のやしろ  
 に帰らせ給ふ 長官五官領家等のかり屋をつくりすゝきもて葺たり  
 これを穂屋乃神事といへり(下略)

同書「保屋のすゝき」項割注

諏方郡御射山神戸の東八ヶ嶽の麓の原をほや野と云又筑摩郡松本  
 の東薄水の神のいます所を保也野と云

(中編「御射山」「保屋のすゝき」10オウウ)

注1 上記に関し、北岡四良氏に以下の記述が見える。

以上の往復書簡から推すに、「粟」刊行の計画(安永二年)に至るまでに、  
 少なくとも前編だけは宣長の関するところであつた。(中略)そのことは「粟」

の前編中編において、士逸・季鷹の共同作業として執筆されたものが、「ま」行以下に存するといふ前述の傍証からでも明白である。これらの書簡のすべてが保管されて伝へられたわけではないから、「菜」が何冊宣長の手許に提示されたか不明である。ただ安永元年二月二日付の土清書簡中の「なほ末の部に述べたり」といふ条項は、前後の関係から、心こそ誠の道云々の歌詞に関するものであつて、末の部の「まことのみち」の語の条に該当する。この「なほ菜の末の部に述べた」といふ表現は、士清としての気持は、この問題に「まことのみち」の項で述べてある、それを見てくれと言ふのであるらしい、してみると、宣長は、この時点では、「ま」の部を閲覧してゐないものと考へられる。

〔和訓菜成立私考〕へ『近世国学者の研究』所収。48頁〕

注2 谷川士逸・賀茂季鷹によるこれら増補は、その後の調査により清逸本成立後の寛政五年〜文化初年頃であることが判明している（一一・注2）。

注3 北岡氏に「谷川説」「谷川氏云」「見谷川氏倭訓菜」などと明記されてゐないものの中でも、「菜」の解説の一部を抜き書きしてゐるのは明白である。（中略）宣長が士清から「菜」を提示される度毎に、その閲覧中興味を覚え、参考にするべき語彙事項を順次に備忘的にメモしていつたことは一目瞭然である。〔谷川士清書簡考〕へ『近世国学者の研究』所収。152頁〕とある。

注4 注3を参照されたい。

注5 自筆本にない項目ゆえ、宣長が略することなく採用したことを前提とするが、「石雑抄」「もじぐさり」項（三七八へミジグサリ）前編の傍線部

○文字くさりといふは、体は長歌にて、句の終の文字を取て、次の句の首に置てつゝる、源氏もじぐさり、大内もしくさりなど有、逍遙院より始ると也、

を清逸本・整版本は「源氏文字くさり大内文字くさりなど有鴨長明か文字鎖

の書ありて逍遙院より盛也といふ」とする。清逸本の段階で「鴨長明か文字鎖の書ありて」を補い、「始ると也」を「盛也といふ」に改めたとすると、この項もまた「石雑抄」所引文が清逸本以前にあることの証例となる。

なお「われから」項には石雑抄・清逸本の「色も青くて」（d）対整版本「色も青く」の対立が認められるが、このほかにも「ぬれぎぬ」項（三六四・前編）の石雑抄・清逸本「人にかづけるといふ」対整版本「かづけるといふ」、「はうめん」項（三六六へ放免）前編の石雑抄・清逸本「守り務むるをもて」対整版本「専に務むるをもて」、「びらう」項（三七二へピラウ）中編の石雑抄・清逸本「さ呼たりしを・謬り」対整版本「さよへりしを・誤り」、「みづはぐむ」項（三七四へミツワグム）前編の石雑抄・清逸本「残れる歯を・こひ侍けれハ」対整版本「残れるを・こひけれハ」が指摘できる。借覧の『倭訓菜』が清逸本に近く、整版本に遠いことを示す確かなる証例である。

注6 『整版本『倭訓菜』後編の見直し——『物類称呼』所引の項目を中心に』と題して発表（第二十六回鈴屋学会。平成二十一年四月）。

注7 士清に斯かる内容の手紙を書かせるのに三ヶ月から半年の時間が必要であつたとすると、安永二年夏〜秋のことになる。或いはこの頃『地名考』を入手したか。なお『倭訓菜』「かみ」項に「宝曆の初め信濃の国某か妻髪を梳るに玉のはらくくと落るか如き事ありしハ吉澤氏の手簡にいへり」（前編）が見えるが、この「吉澤氏」が吉澤好謙（宝永七年〜安永六年）であるならば、士清は書簡のやりとりもしていたことになる。

三澤 薫生（和洋女子大学 言語・文学系教授）

（平成二十一年九月二十四日受付 平成二十一年十月十三日受理）